

原審 平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号
令和3年(ネ)第154号
「戦争法」強行成立損害請求事件
控訴人 ○ 外15名
被控訴人 国 外4名

控訴理由書(7)

人格権について

「国賠法上の違法否定判示」には、事実誤認、理由不備・齟齬がある

2021年6月25日

高松高等裁判所第4部御中

控訴人兼選定当事者

目次

はじめに(当該準備書面の主張目的)	2
第1 原判決の「人格権について」の確認.....	2
第2 原判決「国賠法上の違法否定判示」は、事実誤認、理由不備・齟齬がある。.....	3
結語.....	5

はじめに(当該準備書面の主張目的)

原判決の「第4 当裁判所の判断」の「2 被告国に対する損害賠償請求について」の「(3) 人格権について」(34-35頁)で「原告らが主張する人格権に具体的権利性は認められず、原告も主張の人格権侵害が国賠法上の違法を構成するとは認められない」と判示している。この判示には、真実を発見するための基礎をなす客観的事実に事実誤認があり、それが原因となる理由不備・齟齬がある。以下それを述べる。なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 原判決の「人格権について」の確認

原判決の「第4 当裁判所の判断」の「2 被告国に対する損害賠償請求について」の「(3) 人格権について」(34-35頁)で次のように判示している。

(3) 人格権について

ア 原告らは、「平和な環境で平穩に生活する権利」「立憲平和主義下で平穩に生活する権利」が、憲法13条による幸福追求権の一環である人格権として保障されており、これは主権者の根源的権利であるから、具体的権利性を有する旨主張する。

原告らは、その権利の内容として、健康上の危険にさらされることなく平穩かつ安全に生活する権利、人間らしくその尊厳を保ちつつ平穩な生活を営む権利、日常生活を破壊されずに当たり前の生活を営む権利、平穩で安全な生活を妨害されることによる精神的苦痛を与えられない精神的権利などを含む、人格的利益の総体であるなどと主張する。

イ しかし、原告らが主張する「平和な環境で平穩に生活する権利」やその内容として挙げるもののいずれも、抽象的かつ曖昧な概念であり、個々人の思想や信条により多種多様に捉えることができるものであって、国民が広く共有する概念として固まっているとはいえないのであり、一義的に確定することは困難である。ひいては、国民が国家に対し、具体的にいかなる作為ないし不作為を求めることができ、国家が具体的にいかなる法的義務を負うのかが明確でない(以下、これを控訴人らは、「判示理由①」という。)

ウ 原告らは、平和安全法制関連2法の制定によって、平和な環境で平穩に生活したいとの信条や信念を傷つけられ、日常生活における危険を増大させられ、不安におののかされるなどの精神的苦痛を受けているなどと主張し、原告らの各陳述書(甲15ないし17)、原告兼選定当事者奥村悦夫及び同木下啓子各

本人尋問の結果中にも、原告らが、平和安全法制関連2法の制定を契機として、我が国が戦争に巻き込まれ、テロ行為の対象となることを恐れ、原告らやその家族らの生命等に被害が及ぶことへの恐怖を覚え、日常生活に不安を感じているなど、原告らの主張に沿う部分がある。

しかし、それらによっても、原告らの主張する「平和な環境で平穩に生活する権利」「立憲平和主義下で平穩に生活する権利」の内容は抽象的であり、かつ、一義的に確定することはできないのであり、国家に対しいかなる作為ないし不作為を求めることができ、国家が具体的にいかなる法的義務を負うのかが明確でない。原告らが主張や陳述、供述の中で表明する不安や焦燥、義憤等の元となる価値観を共有する者が相当数存在するからといって、当該価値観が国民に広く共有され、かつ、内容が一義的で国家に対しての具体的な作為や不作為を求めることができるほどに確定したものであるとは認められない。よって、原告らの上記主張及び証拠によっても、原告らの主張する人格権が具体的権利性ないし法的利益を有するとは認められない(以下「判示理由②」という。)

以上のとおり、原告らが主張する人格権に具体的権利性は認められず、原告ら主張の人格権侵害が国賠法上の違法を構成するとは認められない(以下「国賠法上の違法否定判示」という。下線。控訴人ら)

第2 原判決「国賠法上の違法否定判示」は、事実誤認、理由不備・齟齬がある。

控訴人ら準備書面(50)、同(51)、同(52)で、日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが、日本国憲法の基本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示し、種々の個人的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えられることを明らかにした。控訴人らが訴えている侵害される「人格権」とは、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」であることを明らかにした(大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照)。

つまり、このような「人格権」は、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的な事柄であって、憲法上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、人間として生存する以上、平穩で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことが、「立法その他の国政の上で」も、最大限度尊重されるべきものであること

を憲法第13条は、規定していることを明らかにした。

そして、このような人格権の侵害に対しては、これを排除する権能が認められ、また、その侵害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきである(最高裁判所2002年9月24日判決(いわゆる石に泳ぐ魚事件)参照。)

本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理の〈立憲平和主義〉に反する違憲立法であることから、平穩に暮らす権利の侵害であることを原告準備書面(46)で述べ、本件「戦争法」は、日本国憲法の基本原理である〈立憲平和主義〉に反し、近代憲法の基本原理である立憲主義の箍の下で平穩に暮らす日々、平和のうちに生存する原告らの具体的権利を侵害するが、それは、憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」(大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁)の侵害でもあることを明らかにした。

つまり、被控訴人らの本件「戦争法」の立法行為及び同法の施行行為は、立憲主義の箍の下で平穩に暮らす日々の権利を侵害するということから、それは、すべての人々の個人の生命・身体の安全を危険にさらし、平穩で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことの侵害であり、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」との規定に反することを意味し、個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体である広義の「人格権」を侵害することにほかならないことを明らかにした。逆にいえば、特定の個人の、平穩で、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことの侵害であることを取り上げているということではない。つまり、すべての人民(国民)が、〈立憲平和主義下〉で平穩な生活権を過ごす権利であり、その権利の侵害である。

したがって、〈立憲平和主義下の平穩な生活権〉は、すべての人民(国民)の日本国憲法の基本原理であることから、被控訴人らの本件行為によって直接的影響を被る人民(国民)であるか否か、間接的影響の有無や強弱の程度にかかわらず、すべての主権者の権利侵害であるということが、本件行為の特質である。

したがって、被控訴人らの本件「戦争法」の立法化とその施行により、準備書面(46)、同(47)、同(48)で述べたように、自衛隊活動は大きく変貌し、本件「戦争法」は、全世界に対して「㉞『戦争法』は攻撃当事国の表明行為」となり→「㉟攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養」し→「㊱攻撃当事国日本人への反撃」を生み出し→「㊲日本国の日常生活の危険を増大」させ、そして、「㊳『戦争法』による攻撃当事国日本人となる人格権侵害による精神的苦痛」を生み出し→「㊴『戦争法』による攻撃当事国日本人に対する敵愾心を涵養させる精神的苦痛」を生み出し→「㊵本件『戦争法』による日本国の日常生活の危険の増大で被る精神的苦痛」を生み出し、主権者(控訴人らを含む)に苦痛を与え続けている。したがって、被控訴人らの本件行為の直接的影響ないし間接的影響の有無やその強弱の程度にかかわらず、被控訴人らの行為は、すべての主権者(控訴人らを含む)の「人格権」を侵害し、損害を被っているのであるから、それは、国賠法1条1項の違法行為に該当する。

結語

以上の理由から「判示理由①」及び「判示理由②」は、真実を発見するための基礎をなす客観的事実において事実誤認があり、理由不備・齟齬があり、「国賠法上の違法否定判示」は、取り消しを免れ得ない。

以上